

五島市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査（指定管理者監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成22年3月18日

五島市監査委員 木戸庄吾
五島市監査委員 谷川 等

21五監第315号
平成22年3月18日

五島市議会議長 熊川長吉様
五島市長 中尾郁子様

五島市監査委員 木戸庄吾
五島市監査委員 谷川 等

財政援助団体等監査（指定管理者監査）の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査（指定管理者監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

なお、同条第12項の規定により、措置を講じたときはその旨を本職に通知することになっています。

財政援助団体等監査結果報告書
(指 定 管 理 者 監 査)

平成22年3月18日報告

五 島 市 監 査 委 員

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 財政援助団体等に対する監査（指定管理者監査）
- 2 監査の対象 株式会社西日本スポーツアカデミー（所管課 富江支所）
- 3 監査の範囲 平成20年度の富江温泉センターの管理に係る出納その他の事務の執行
- 4 監査の期間 平成22年1月5日から同年3月16日まで
- 5 監査の方法 監査の実施に当たっては、あらかじめ指定管理者及び所管課に係る書類の提出を求め、その内容について審査するとともに、関係者からの事情聴取及び実地調査を行った。

第2 指定管理施設の概要

- 1 名称 富江温泉センター
- 2 所在地 五島市富江町松尾662番地2
- 3 設置年月日 平成8年4月1日
- 4 設置目的 温泉を利用した多目的な保養及び健康保健の場を提供し、福祉の増進及び観光の振興促進に寄与する。
- 5 建物の概要
 - (1) 建築構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨）2階建 1棟
 - (2) 敷地面積 6,069.81㎡
 - (3) 延床面積 2,216.40㎡
 - (4) 施設の概要 温泉、プール、食堂、和室及び健康器具

第3 指定管理者の概要

- 1 名称 株式会社西日本スポーツアカデミー
- 2 所在地 長崎市京泊3丁目7番19号
- 3 設立年月日 平成8年11月7日
- 4 資本金 8,100万円
- 5 役員及び従業員（平成21年3月31日現在）
 - (1) 役員 2人（代表取締役1人、専務取締役1人）
 - (2) 従業員 67人（うち指定管理施設の従業員14人）
 - (3) 指定管理施設の従業員内訳 正規従業員5人、臨時従業員9人
- 6 事業の内容
 - (1) 体育、スポーツクラブの管理運営及びその企画、開発の請負
 - (2) 食料品、飲料水、菓子類、衣料用繊維製品、スポーツ用品の販売
 - (3) 飲食店、喫茶店の経営等
- 7 指定管理者の指定期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
- 8 平成20年度の指定管理に係る委託料 19,779,000円

第4 指定管理施設の管理の状況

1 指定管理者の業務内容

(1) 管理業務

富江温泉センターの指定管理に関する協定書（以下「協定書」という。）で定める指定管理者が行う管理業務は、次のとおりである。

ア 富江温泉センターの運営に関する業務

イ 富江温泉センターの施設、設備等の維持管理（大規模な改修に係るものを除く。）に関する業務

ウ その他市長が富江温泉センターの管理上必要があると認める業務

(2) 市長が富江温泉センターの管理上必要があると認める業務

(1)ウの業務として指定管理者が行っている業務は、次のとおりである。

ア 自動販売機の設置

イ 水着等の販売

ウ 市の介護予防教室の受託

エ 短期水泳教室及び個人レッスン

オ 商品の受託販売

カ 水泳用品の貸出

2 指定管理施設の利用状況

温泉及びプールの利用状況は、表1及び表2のとおりである。なお、各表の数値は、指定管理者応募時の事業計画書、事業報告書及び業務報告書から記載した。

表1 会員数（平成21年3月31日現在）（単位：人、%）

区 分	計 画	実 績	構 成 比	実 績 / 計 画
スポーツクラブ会員	400	99	45.2	24.8
スイミングスクール会員	298	120	54.8	40.3
合 計	698	219	100.0	31.4

表2 利用人数（会員を除く。）（単位：人、%）

区 分	計 画	実 績	構 成 比	実 績 / 計 画	
温 泉	大人	26,000	20,764	35.6	79.9
	高齢者・高校生	18,409	17,415	29.8	94.6
	小中学生	3,059	2,083	3.6	68.1
	幼児	1,412	1,112	1.9	78.8
	小 計	48,880	41,374	70.9	84.6
プ ール	大人	6,338	5,230	9.0	82.5
	高齢者・高校生	6,221	3,433	5.9	55.2
	小中学生・幼児	770	8,298	14.2	1,077.7
	小 計	13,329	16,961	29.1	127.2
合 計	62,209	58,335	100.0	93.8	

備考 構成比は、合計が100%となるよう調整している。

平成20年度末現在の会員数実績は、スポーツクラブ会員が99人で、計画の400人に比べ24.8%、スイミングスクール会員が120人で、計画の298人に比べ40.3%に留まっており、合計は219人で、計画の698人に比べ31.4%に留まっている。

会員を除いた利用人数実績は、温泉が41,374人で、計画の48,880人に比べ84.6%に留まっているが、プールは16,961人で、計画の13,329人に比べ127.2%となっており、合計は58,335人で、計画の62,209人に比べ93.8%とおおむね計画どおりとなっている。

利用人数の構成比をみると、高校生以上の温泉利用者は65.4%、プール利用者は14.9%となっているが、中学生以下の温泉利用者は5.5%、プール利用者は14.2%となっており、高校生以上の者は温泉を、中学生以下の者はプールを多く利用している。

3 管理に係る経費の収支状況

管理に係る経費の収支状況は、表3のとおりである。なお、表3の数値は、指定管理者応募時の事業計画書及び事業報告書から記載した。

表3 管理に係る経費の収支状況 (単位：円、%)

区 分		計 画	実 績	構成比	実績/計画	
収 入	指定管理に係る委託料収入	13,800,000	22,418,000	32.6	162.4	
	利 用 料 金	会費	56,257,800	20,544,662	29.8	36.5
		温泉	19,275,700	11,662,146	16.9	60.5
		プール	3,222,600	1,941,141	2.8	60.2
		小 計	78,756,100	34,147,949	49.5	43.4
	そ の 他 の 収 入	自動販売機収入	720,000	676,776	1.0	94.0
		物品販売収入	3,500,000	2,941,130	4.3	84.0
		事業受託収入	0	1,200,000	1.7	—
		その他	1,330,000	7,485,147	10.9	562.8
	小 計	5,550,000	12,303,053	17.9	221.7	
収入合計 ①		98,106,100	68,869,002	100.0	70.2	
支 出	人件費	41,700,000	22,798,540	32.8	54.7	
	光熱水費(重油代を除く。)	14,520,000	14,127,583	20.3	97.3	
	重油代	11,040,000	18,909,500	27.2	171.3	
	バス費用	4,710,000	5,223,882	7.5	110.9	
	広告宣伝費	1,470,000	343,720	0.5	23.4	
	修繕費	1,200,000	1,987,503	2.8	165.6	
	商品仕入原価	2,450,000	2,092,134	3.0	85.4	
	その他	20,973,672	4,114,752	5.9	19.6	
支出合計 ②		98,063,672	69,597,614	100.0	71.0	
収支の差 ①-②		42,428	△ 728,612		△ 1,717.3	

備考1 「会費」には、条例に定めのない会費を含む。

2 「その他の収入」には、条例に定める利用料金収入の一部を含む。

3 構成比は、収入合計及び支出合計がそれぞれ100%となるよう調整している。

4 「—」は、該当する数値がないことを表す。

管理に係る経費の収支状況の実績は、収入合計が 68,869,002 円で、計画の 98,106,100 円に比べ 70.2%、支出合計が 69,597,614 円で、計画の 98,063,672 円に比べ 71.0%に留まっており、収支の差は 728,612 円の赤字となっている。

(1) 収入

指定管理に係る委託料収入は 22,418,000 円で、計画の 13,800,000 円に比べ 162.4%となっている。これは、燃油価格の急激な高騰を受け、協定書第9条に基づき、協定書第7条に定める委託料の額を変更したもので、変更の内容は、指定管理者の重油購入単価から、指定管理者が富江温泉センターの管理を開始した平成18年4月1日現在の重油購入単価 70.35 円/Lを除いた額に、重油使用量を乗じて得た額 5,979,000 円を増額したものである。平成20年11月1日現在の指定管理者の重油購入単価は 104 円/Lで、同日現在の富江クリーンセンター及び三井楽プールの重油購入単価 105 円/Lに比べ、1円安くなっている。なお、第3の8の指定管理に係る委託料と指定管理者の指定管理に係る委託料収入との差 2,639,000 円については、第5の1において述べることとする。

利用料金は 34,147,949 円で、計画の 78,756,100 円に比べ 43.4%に留まっている。これは、会員数が計画の 31.4%であったため、会費が計画の 36.5%に留まっていることが主な要因であるが、温泉及びプールについては、利用人数がおおむね計画どおりであるにもかかわらず、収入は約 60%に留まっている。なお、富江温泉センターの利用料金は、別表のとおりである。

その他の収入は 12,303,053 円で、計画の 5,550,000 円に比べ 221.7%となっている。

(2) 支出

人件費は 22,798,540 円で、計画の 41,700,000 円に比べ 54.7%に留めている。

重油代を除く光熱水費は 14,127,583 円で、計画の 14,520,000 円に比べ 97.3%となっている。

重油代は 18,909,500 円で、計画の 11,040,000 円に比べ 171.3%となっている。

これは、燃油価格の急激な高騰によるものである。

第5 監査の結果

指定管理者の富江温泉センターの管理に係る出納その他の事務の執行及び所管課の指定管理者に対する報告の徴取、指示の状況等について監査した結果、次に掲げる指摘事項のとおり改善、検討等を要するものが見受けられた。

なお、指定管理者の富江温泉センターの管理の状況等について、次のとおり意見を付す。

1 指摘事項

(1) 株式会社西日本スポーツアカデミー

- ア 県立鶴南養護学校五島海陽高等学校分教室が富江温泉センターを利用した際のプールの利用料金について、指定管理者は、五島市富江温泉センター条例施行規則（平成16年五島市規則第130号。以下「センター規則」という。）別表第3項に定める減免の率「100分の50」を適用して当該利用料金を減額し、同分教室から徴収している。しかしながら、同分教室は、同表第2項に規定する「市内の官公署」であるから、同分教室がプールを利用する場合は、同項に定める減免の率「100分の100」を適用して利用料金を免除すべきであり、既に徴収した利用料金は還付すべきである。また、スイミングキャップ及びゴーグルの利用料金についても、プールの利用料金と同様に免除し、徴収した利用料金を還付すべきである。
- イ 指定管理者は、短期水泳教室受講料、プールレッスン料など五島市富江温泉センター条例（平成16年五島市条例第150号。以下「センター条例」という。）に定めのない料金を設定し、徴収している。しかしながら、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第8項及び第9項の規定により、指定管理者の収入として収受させることができる公の施設の利用料金は、条例の定めるところによるとされているから、センター条例に定めのない料金は徴収できない。
- ウ 指定管理者は、食堂の利用者である株式会社西日本スポーツアカデミーから食堂の利用料金を徴収していない。センター条例第8条第1項の規定により、利用者は、利用料金を納付しなければならないのであるから、当該利用者が指定管理者と同一の法人であっても、指定管理者は利用料金を徴収すべきである。
- エ 食堂の利用者が、食堂の営業のために和室及び旧トレーニング室を利用している。しかしながら、当該利用者が利用の許可を受けているのは食堂に限られており、富江温泉センターの食堂以外の部分は食堂の一部として設置されたものではないから、指定管理者は、当該利用者にこれらの施設を利用させることはできない。
- オ 次のとおり、適正な事業報告書が作成されていない。事業報告書は指定管理施設の管理の業務の実施状況その他管理の実態を把握するために必要なものであるから、指定管理者は、適正な事業報告書を作成すべきである。
- (ア) 管理に係る経費の収支状況と関係帳簿との数値が一致しない。
- (イ) 一部の証拠書類がない。
- (ウ) 指定管理に係る委託料収入22,418,000円には、市が平成20年度分として支出した委託料19,779,000円のうち473,000円が計上されておらず、平成19年度分として支出した委託料のうち3,112,000円が計上されており、2,639,000円の差が生じている。

カ 次の(ア)から(エ)までに掲げる事項については、富江温泉センターの管理業務に関する仕様書（以下「仕様書」という。）に、指定管理者が実施し、又は作成するものとして定められ、(オ)に掲げる事項については、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第4条第3項の規定により、定期的実施しなければならないとされているが、指定管理者は、これらの事項を実施し、又は作成していない。これらの事項は、利用者の安全を確保するためのものであるから、指定管理者は必ず実施し、又は作成すべきである。

- (ア) 自動ドアの年3回の定期点検
- (イ) 大浴場、ジャグジー、露天風呂及びプールの年1回以上の水質検査
- (ウ) 年1回以上のレジオネラ対策
- (エ) 緊急時対策及び防犯・防災対策についてのマニュアル
- (オ) 年1回以上の避難訓練、消火訓練及び通報訓練

キ 指定管理者は、仕様書に定める経理規程を整備していない。その結果、オに掲げるとおり適正な事業報告書が作成されていないから、指定管理者は、経理規程を整備すべきである。

(2) 富江支所

ア 自治法第244条の2第10項の規定により、市長は、「指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。」とされているところ、(1)に掲げる事項について、何ら指示をしていない。また、次に掲げる事項については、指定管理者は市長の承認を受なければならないが、市長は指定管理者に承認の申請をするよう指示していない。さらには、平成19年度の事業報告書が提出されていないにもかかわらず、市長はその提出を求めている。

これらの多くは、指定管理者制度の基本的事項であるから、市長は、指定管理者に対して必要な指示をすべきである。特に、(1)カに掲げる事項については、利用者の安全にかかわることであるから、市長は、指定管理者に各点検等の結果報告書の提出を求めるなど、公の施設の利用の安全管理に努めるべきである。

- (ア) 利用料金を定めること。（自治法第244条の2第9項及びセンター条例第8条第2項）
- (イ) 臨時に開館すること。（センター条例第5条第1項）
- (ウ) 利用に係る申請書等の様式を定めること。（センター規則第4条）

イ 指定管理者は、自ら創意、工夫して富江温泉センターの設置目的に沿った業務を実施している。市長は、当該業務がセンター条例第3条第2項第3号に掲げる業務であると認めるならば、協定書で当該業務の実施を定め、その利用料金につ

いてセンター条例で規定すべきである。

2 意見

(1) 株式会社西日本スポーツアカデミー

指定管理者には、富江温泉センターの管理について、経営のノウハウを発揮し、指定管理者制度の目的である住民サービスの向上と経費の節減を図る努力がみられた。

しかしながら、利用料金の承認の手續等において、関係法令等が遵守されていないなど、不適切な点が見受けられた。指定管理者は、市長に代わって住民の財産である富江温泉センターを管理しているのであるから、そのことを十分に認識し、関係法令等を遵守した上で、当該施設の設置目的に沿った管理に当たられたい。

また、燃油価格の高騰に伴い増額された指定管理に係る委託料は、住民の税金で賄われているのであるから、重油の購入においては、より安い価格で購入できるよう更なる努力を望むものである。

(2) 富江支所

市は、富江温泉センターの管理の権限を指定管理者に委任しているものの、当該施設の設置者としての責任があるのだから、市長は、指定管理者に対して必要な報告を随時求め、実地において調査し、常に当該施設の管理の状況を把握しながら、設置目的に沿った管理がなされるよう適切な指示をされたい。その際は、指定管理者制度が、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としていることに十分配慮すべきである。

また、指定管理者制度においては、指定管理者によるサービス水準の維持と適正な運営の確保が重要であるから、業務の実施内容の点検やモニタリングを実施し、住民サービスの向上及び利用促進に努められたい。

別表 富江温泉センターの利用料金（平成20年4月1日現在）

1 一般料金（1回）

（単位：円）

区 分		条例	指定管理者設定	
温泉	個人	大人	500	500
		高齢者(65歳以上)	300	300
		高校生	300	300
		小中学生	200	200
		3歳以上の未就学児童	100	100
	団体 (20人以上)	大人	400	400
		高齢者(65歳以上)	240	240
		高校生	240	240
		小中学生	160	160
		3歳以上の未就学児童	80	80
プール	個人	大人	300	300
		高齢者(65歳以上)	200	200
		高校生	200	200
		小中学生	100	100
		3歳以上の未就学児童	100	100

2 会員料金

（単位：円）

区 分		条例	指定管理者設定	
スポーツクラブ会員	会員登録(入会時のみ)	3,500	3,150	
	正会員(月額)	9,000	8,400	
	スパ(温泉)会員(月額)	6,000	5,250	
	プール会員(月額)		6,500	5,775
		ナイト会員		3,990
スイミングスクール 会員	会員登録(入会時のみ)	2,500	2,100	
	フリー(月額)	9,000	学童Cコース	8,400
			学童Dコース	8,400
			選手育成コース	8,400
	週1回コース(月額)	6,500	親子ベビーコース	5,775
			キンダーコース	5,250
			学童Cコース	5,250
			学童Dコース	5,250
	週2回コース(月額)	7,500	選手育成コース	5,250
			親子ベビーコース	6,825
			キンダーコース	6,300
学童Cコース			6,300	
			学童Dコース	6,300
			選手育成コース	6,300

3 一般・会員共通料金

（単位：円）

区 分		条 例		指定管理者設定	
食堂		月額	30,000	月額	30,000
和室専用利用	24畳	1時間につき	1,000	2時間まで	2,000
				2時間を超え、1時間につき	1,000
	48畳	1時間につき	2,000	2時間まで	4,000
				2時間を超え、1時間につき	2,000
健康器具		1回につき	100	1回につき	100
バスタオル		1枚につき	100	1枚につき	100
スイミングキャップ		1個につき	50	1個につき	50
ゴーグル		1個につき	50	1個につき	50
下足ロッカー		1回につき	10	1回につき	10

備考1 「正会員」とは、温泉、プール及びプールで行われる健康増進教室等を何度でも利用することができる会員をいう。

2 「スパ(温泉)会員」とは、温泉を何度でも利用することができる会員をいう。

3 「プール会員」とは、プール及びプールで行われる健康増進教室等を何度でも利用することができる会員をいう。

4 会員料金については、スポーツクラブ会員及びスイミングスクール会員の入会がその月の15日以前のときは全額とし、16日以後のときは半額とする。

5 未就学児童の利用については、保護者同伴を原則とする。